

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年1月11日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第66号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる駐車場以外の駐車場に駐車させる自転車等

ア 京都市出町駐車場

イ 京都市西大路御池駅自転車等駐車場

ウ 京都市山科駅自転車等駐車場

第6条第2項中「京都市山科駅自転車等駐車場」を「前項第2号イ及びウに掲げる駐車場」に改める。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分			単 位	料 金
自 転 車			1日1回	150 ^円
	京都市出町 駐車場	昼間	1 回	30分までごとに60円。ただし、30分までごとに60円を加えた額が480円を超えるときは、480円

原動機付自転車	夜間		480
	京都市国際会館駅自転車等駐車場, 京都市西大路御池駅自転車等駐車場, 京都市山科駅自転車等駐車場, 京都市御陵駅北自転車等駐車場, 京都市小野駅自転車等駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場	1日1回	250

附 則

この規則は、平成20年1月16日から施行する。

(建設局土木管理部放置車両対策課)